

2024年度（令和6年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2024年度（令和6年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2024年（令和6年）11月28日（木）17時30分～18時30分
福山市役所3階 中会議室

3 出席者

委 員	梅國委員長、堂前委員、上村委員、松井委員、佐藤委員（計5名）
関係部課長	（市長部局） 建設管理部長、建築部長、建設政策課契約担当課長、 技術検査課長、港湾河川課長、営繕課長、設備課長
	（上下水道局） 経営管理部長、工務部長、管財契約課長、管路整備課長、 管路維持課長

4 会議の概要

（1）抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2024年度（令和6年度）10月末までの契約状況について、建設政策課契約担当課長から次のとおり説明を行った。

「2024年度（令和6年度）の福山市発注分の入札件数は485件で、落札率は90.29%、上下水道局発注分の入札件数は154件で、落札率は89.30%であり、前年度と比較して、福山市発注分の落札率が0.7ポイント低下し、上下水道局発注分の落札率が1.47ポイント低下している。落札率の低下の要因としては、予定価格が1億5千万円を超える大型案件の落札率が低下したことによるものであると考えられる。」

続いて、2024年（令和6年）4月1日から2024年（令和6年）9月30日までの間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 護岸整備工事（（仮称）鞆町平地区ふれあい広場）（海上施工その3）
- ② 福山市徳田住宅1－4空室改修工事
- ③ 福山市しんいち市民交流センター昇降機設備改修工事
- ④ 配水管布設工事（工水配改6－3）【総合評価方式】
- ⑤ 新涯7号雨水幹線修繕工事

○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次のとおりである。

抽出案件① 護岸整備工事（（仮称）鞆町平地区ふれあい広場）（海上施工その３）	
Q 1	① 入札参加者が、１者のみとなった理由 ② 落札率が１００％と極めて高くなった理由
A 1	本工事は、鞆町平漁港内の一部を埋め立て、防災機能を持つ広場を整備するものである。 施工実績を求めた条件付一般競争入札ではありますが、市内業者としては２０者程度が該当するものと把握していたものである。 本工事の入札参加者が１者のみとなった理由については、当該工事箇所は平漁港湾内であり、湾の入り口が狭く水深も浅いため、海側からの施工に際し大型の作業船を利用することが出来ない。また、満潮前後の限られた時間で作業を行う必要があるなど、現場環境や工事難易度等を総合的に判断された結果であると考えられる。 落札率については、利益を出しにくい現場条件であることから、施工現場状況等を勘案し積算した見積額を予定価格の範囲内で入札した結果であると考えている。
Q 2	「海上施工その３」とありますが、「その２」についても同じ業者が落札している。「その１」についても同じ業者が落札しているのか。 「その３」については、「その１」、「その２」を施工している業者でないと入札が難しいということはなかったか。
A 2	「その１」については、別の業者である。 施工していないと入札が難しいということはなかった。
Q 3	結果として１者入札となったということか。
A 3	その通り。
Q 4	資料の契約台帳に西日本保証とあるがこれは何か。
A 4	契約保証金として、契約金額の１０％以上を納めさせることになっている。

	これについてはいくつか方法があり、現金や今回の西日本建設業保証（株）の保証などがあり、これに該当するものである。
抽出案件② 福山市徳田住宅 1－4 空室改修工事	
Q 5	① 入札参加者 9 者中、8 者が失格となった理由 ② 落札率が 99.5%と極めて高くなった理由
A 5	本工事は、市営住宅の入居募集に伴い、空室を劣化状況に応じて改修する工事である。 入札者 9 者中 8 者が失格となった理由としては、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格を算定している。 この最低制限価格は、開札時に、この基準価格を基に案件ごとに 0～0.3%未満の範囲内で任意に電子計算機が算出した額を加えたものを最低制限価格として設定し、入札を実施している。 本工事においては、まず入札者 9 者中 2 者が最低制限価格を算定する基となる「基準価格」を下回る価格での入札であったことから失格となり、さらに電子計算機による自動調整の影響から 6 者が失格となったことから、残る 1 者のみが有効な入札となったものである。 落札率が 99.5%と極めて高かった理由については、入札者 9 者中 8 者が最低制限価格を下回ったため失格となり、最低制限価格以上の有効な入札の 1 者が予定価格付近であったため、落札率が高くなったものである。
Q 6	工事内容を考えるにもう少し入札参加者が見込めそうであるが、どれくらいの参加者を見込んでいたのか。
A 6	本工事に該当する、D ランク業者 44 者が入札可能であった。
Q 7	入札参加者が少ない理由は何か。
A 7	空室改修工事は一般的な建築とは異なり、部屋の中を部分的に改修するなど手間やノウハウが必要であり、難易度は低いが手間等が多いことが考えられる。 また、今回工事は通常空室改修にスロープ改修も含まれていた。
Q 8	スロープ改修というのは、バリアフリー化することか。 空室改修とスロープ改修の金額の工事における内訳はどうなっているのか。 また、1 部屋のためだけのスロープ改修か。

A 8	バリアフリー化である。 直接工事費では、空室改修が１００万円程度、スロープ改修が９０万円程度である。 位置として離れているが、複数の部屋が利用できるものである。
抽出案件③ 福山市しんいち市民交流センター昇降機設備改修工事	
Q 9	① 入札参加者が、１者のみとなった理由 ② 落札率が９９．６％と極めて高い理由 ③ 昇降機設備改修工事は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約とされている案件も多いが、本工事で条件付一般競争入札を採用した理由
A 9	本工事は、福山市しんいち市民交流センターに設置してある老朽化した昇降機設備を撤去新設する工事である。 本工事の入札参加者が１者のみになった理由については、入札参加者が自社の工事の受注状況や技術者の他工事への配置状況等を総合的に判断した結果であると考えている。 落札率が高くなった理由については、人件費や建設資材等が高騰していること、資材の一部が受注生産となることなどの影響から、工事費の削減が難しいことが要因となったものと考えている。 本工事は、改修前の油圧方式昇降機をトラクション方式（ロープ式）昇降機に改修するため、駆動部・制御盤・かご・レール等の主要部分を撤去新設する工事であり、製造業者のノウハウが必要なく、製造業者以外の会社でも施工できることから、随意契約でなく条件付き一般競争入札としたものである。
Q 1 0	契約一覧で同様の名称の工事が随意契約となっており、落札率が低かった。同じような工事内容であれば、業者と直接話した方が落札率は下がると思われる。 既存の改修であれば、随意契約。今回のように新設であれば、一般競争入札となるのは理解できた。今回は一般競争入札であったが、業者は変更となったのか。
A 1 0	既設業者は（株）日立製作所で、契約業者は（株）日立ビルシステムであり、（株）日立製作所から国内昇降機部門を移管された会社である。
Q 1 1	老朽化とあるが、年数はどのくらい経過しているのか。使用している間のメンテナンスはやはり既設業者が行っていたのか。

A 1 1	3 7 年経過している。稼働期間中は既設業者がメンテナンスを行っていた。
Q 1 2	今回は入札を行ったが、今後の改修等については随意契約となるのか。
A 1 2	部品の交換は、メーカー独自のノウハウが必要なため随意契約となる。 本市としては、案件ごとに協議をし、随意契約が適切か判断している。昇降機設備のように命を預かるようなものについては、製造業者以外の部品が入ること で不具合があってはならないため、製造業者と随意契約を行う。
抽出案件④ 配水管布設工事（工水配改 6－3）【総合評価方式】	
Q 1 3	① 入札参加者が、1 者のみとなった理由 ② 予定価格（税込）が 4 億円以上となった理由。工事規模を小さくし、市内の業者の入札参加者数を増やすことはできないのか。
A 1 3	本工事は、箕沖町の工業団地へ配水する工業用水道管の老朽化に伴う更新工事である。工事の発注にあたっては、工事の規模が大きく、難易度が高いため、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とし、代表構成員として施工実績のある入札参加資格を有する者は 1 3 者を確認している。 工事場所は、工業団地への主要道路であり大型車両の交通量が多いため、十分な安全対策や工業団地の事業者への周知・調整が必要である。 さらに、工事の施工内容では、開削により布設する工業用水道管の管径は 8 0 0 mm と大口径管であり、管の吊り下ろしや継手部の溶接接合に時間を要すること、軟弱地盤で地下水位が高いため土留工の設置も必要となること、大型水路を横断する管径 1, 0 0 0 mm の推進工事があり、施工に手間がかかることなどから、応札が敬遠されたものと考えられる。 工事の発注規模については、当該路線は漏水が多発しており、早急に更新する必要があるため、2 0 2 2 年度から 5 か年の事業計画に基づき、全長 2. 3 k m、概算事業費 1 6. 5 億円を 4 工区に分割して発注することで、1 工区当たり約 0. 6 k m、4 億円程度の規模となっている。1 工区当たりの工事規模を小さくすると工区数が増え、交通規制について工業団地や港湾関係者との調整がより必要となることから、関係者の理解を得ながら計画的に事業を推進するうえでは、最適な工事規模であると考えている。
Q 1 4	他の水道管工事と比較して、金額が大きく見える。本工事についてはこの規模での発注が適切だということか。
A 1 4	布設する管種や管径により、最適な布設距離や工事費も変わってきますが、本

Q 1 5	工事においては、この規模での発注が適切である。 4 工区に分割して発注しているが、他の 3 工区は別業者が落札しているのか。
A 1 5	1 工区は未発注で、他の 2 工区のうち 1 工区は別業者が落札している。
抽出案件⑤ 新涯 7 号雨水幹線修繕工事	
Q 1 6	① 入札参加者 1 3 者中、1 2 者が失格となった理由 ② 落札率が 1 0 0 % と極めて高くなった理由
A 1 6	本工事は、雨水幹線水路の護岸を補強するもので、工事内容は老朽化した水路コンクリートブロックの崩壊を防ぐために張りコンクリートを施すものである。 入札参加者 1 3 者中 1 2 者が失格となった理由としては、本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算した工事費を基に、工種ごとに最低制限価格の基準価格を算定している。 この最低制限価格は、開札時に、この基準価格を基に案件ごとに 0 ～ 0 . 3 % 未満の許容範囲内で任意に電子計算機が算出した額を最低制限価格として設定し、入札を実施している。 本工事においては、まず入札参加者 1 3 者中 1 1 者が最低制限価格を算定する基となる「基準価格」を下回る価格での入札であったことから失格となり、さらに、電子計算機による自動調整の影響から 1 者が失格となったことから、残る 1 者のみが有効な入札となったものである。 落札率が 1 0 0 % と極めて高かった理由については、入札参加者 1 3 者中 1 2 者が最低制限価格を下回ったため失格となり、最低制限価格以上の有効な入札を行った 1 者が予定価格と同額で入札したため、落札率が高くなったものである。
Q 1 7	予定価格は事前公表しているのか。また、福山市全体で予定価格を事前公表しているのか。
A 1 7	建設工事については、福山市全体で予定価格は事前公表としている。
Q 1 8	予定価格を事前公表することで、積算能力のない業者も参加できてしまう。事後公表という方法もあると思うが、そういった検討はしているのか。
A 1 8	議論は行っている。 入札に参加しやすい環境を作るため、事前公表を行っている。

Q 1 9	案件ごとに公表方法を変える等は考えていないか。
A 1 9	そこまでは考えていない。
Q 2 0	複数業者が予定価格と同額で入札を行うことはあるのか。 また、計算方法を公表しているにも関わらず、基準価格以下での失格者がいるのはどういったことが考えられるのか。そういった業者に対してペナルティなどは考えていないか。
A 2 0	複数業者が、予定価格と同額で入札することはあまりない。 最低制限価格の基準価格の算定式で、直接工事費、経費等に対する率は公表しているが、その部分の積み上げについて1円台まで算出するのは難しい。ある程度のあたりを付けることはできるが、正確な基準価格を求めることは難しく、算出した値が、最初から基準価格を下回っていると業者は考えていないため、失格となるのは仕方がないところがある。よってペナルティは考えていない。
以上	

○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

・ 指名除外措置運用状況について

2024年（令和6年）4月1日から2024年（令和6年）9月30日の間に指名除外措置をした3事案3者の状況について、建設政策課契約担当課長が報告した。

報告内容に対する主な質疑応答は、次のとおりである。

指名除外措置運用状況についての報告	
Q 1	（株）後迫建設の指名除外理由である、契約締結拒否はどういった事情から拒否となったのか。
A 1	指名競争入札で行った土砂運搬業務委託において、本来入札する予定であった金額よりも誤って低い金額で入札した。 契約が難しいとのことで契約締結拒否となった。
Q 2	契約締結拒否は稀なことか。

A 2	稀である。 本案件の指名競争入札は、最低制限価格の設定がないため誤って低い額で入札すると、いくらでも低い金額で決定してしまう。 以上
-----	--

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
2025年（令和7年）5月下旬の予定
- ・ 次回の審議で対象とする工事案件の抽出について
2024年（令和6年）10月から2025年（令和7年）3月までを対象とし、梅國委員が引き続き入札監視委員の任にあるときは、同委員が担当する。